

◎会社法の一部を改正する法律案新旧対照表

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（取締役の資格等） 第三百三十一条〔略〕 2～4 〔略〕</p> <p>5 大会社（公開会社でないもの及び委員会設置会社を除く。）のうち、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの（同項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券の発行者であるものに限る。）においては、取締役のうち一人以上は、社外取締役でなければならない。</p> <p>6 前項に規定する株式会社（以下この項及び第九百十一条第三項第十九号の二において「特定大会社」という。）以外の株式会社が特定大会社となった場合においては、当該株式会社については、特定大会社となった日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時株主総会の終結の時までは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>（株式会社の設立の登記） 第九百十一条 〔略〕 2 〔略〕</p>	<p>（取締役の資格等） 第三百三十一条 〔略〕 2～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（株式会社の設立の登記） 第九百十一条 〔略〕 2 〔略〕</p>

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
一 十九 [略]
十九の二 特定大会社であるときは、その旨及び取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨
二十 三十 [略]

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
一 十九 [略]
〔新設〕
二十 三十 [略]